第７４号議案　藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

　一連の３条例のうちこの条例案は、主に待機児童が集中している０～２歳児の新たな受け入れ先として新制度が定めている定員19名以下の地域型保育（小規模保育）の施設の運営設備基準を設ける条例です。

　うつぶせ寝や目を離したすきの誤飲など、園での不慮な事故が起きる可能性の高い3歳未満児童を新たに受け入れる施設として位置づけられていながら、従来の認可保育園基準を引き下げて物言えぬ子供たちを新たな認可施設として受け入れようとするものです。

　保育園の主役は子供たちであると同時にそこで働く人たちです。なかでも保育士は2年間の専門学校や短大での専門課程による授業、その中には2週間に及ぶ養護施設の泊まり込みの研修など、厳しい訓練や知識を積んで初めて保育士になれます。これは、幼い子供達を責任を持って預かる専門職だからこそこれだけの厳しい過程があるのです。

　であるからこそ、認可保育園はそこで働く人が全て保育士でなければ認可しないとされてきた、とりわけ新制度において受け入れを想定している０～２歳児はちょっとでも目を離すことが出来ない、なんでも口に入れてしまうし、階段だってよじのぼっていってしまう子供達だからこそ、保育士の配置基準も３歳以上児童より手厚い基準が定められていました。親が安心して子供を預けたいという思いにそった当然の考え方です。

ところが新たなこの条例は、従来の保育士配置の認可の基準、つまりすべての従事者が保育士資格を持っていなければ認可保育園とはしないとしていた基準を、２分の１以上いれば認可するというB型基準、さらに保育士がゼロでもよいというC型基準を設けて、認可基準を大幅に引下げようとしています。

　2012年、認可外保育園で赤ちゃんの不慮の死亡事故は12件ありました。そのうち4件は保育士ゼロの園であり、12園全ては保育士が8割未満でした。専門知識を持った保育士が少なければ少ないほど事故が起きる可能は高くなるのは当然であり、その保育士の配置基準を引き下げても是とするこの条例を私は到底理解できるものではありません。これにたいし本会議質疑で答弁があったのが、「認可基準を引き下げることによって無認可園が認可保育園となる。それによって市が監査指導することが出来るようになることで園を育てていく事ができる」というものでありました。

無認可園を育てたいのであれば、従事者全てを保育士にしていくように取り組むこと、認可保育園には必ず設置されるとされている園庭や調理室などを市が設置できるように財政措置を行うことなど、無認可園が従来での認可基準になるように指導援助することこそ無認可園を「育てる」ことであり、認可基準を引き下げて育てるなどというのは本末転倒で、物言えぬ子供たちの安全をどう考えているのかという根本的な問題意識が抜け落ちていると指摘せざるを得ません。

　調理室の調理から搬入宅配へ、4階以上のビルで運営する保育所でも避難用階段がなくてもスロープがあればいいなど、国が示した新たな認可基準は保育士配置基準だけでなく、これまで培われてきた認可基準をこの制度によって大きく後退させようとしています。「新制度においても保育の質は下げない」と本年度２月議会で明快な答弁がありながら、条例案はこのような内容であります。これはたった２年間の準備期間しかなく、肝心の国自身が政省令を訂正したり市町村向け問答集を作成したり、拙速なやりかたのツケを自治体に押し付けている実態がありますが、この条例を定める裁量権は自治体にあり、その藤枝市が国の示した条例案をほぼそのまま踏襲しているのは何よりも一番優先して考えなければならない「保育の質・子供の安全」を軽視しているものと言わざるを得ません。

　なお、この条例についても本会議・委員会の質疑を通じ、株式会社運営には使徒制限を設け、認可の取り消しを含めた厳しい処置をする、家庭的保育従事者は保育士資格を持つものとし、C型施設に対しては全てが保育士資格を持つものとする２点の国基準以上を行く前進面がありますが、市が独自基準として設けている基本理念の第２条、乳幼児の人権に配慮し人格を尊重し心身ともに健やかに成長するための環境を等しく確保していく、とは裏腹にほぼすべてを藤枝が踏襲したこの条例の国基準は、残念ながらそれに反するものであります。